

監督及び検査における施工体制・ 一括下請負点検マニュアル

平成 18 年 4 月

盛 岡 市

一括下請負は何故いけないのか？

一括下請負って何？

一括下請負の禁止について

(平成4年12月17日建設省経建発第379号建設省建設経済局長から建設業者団体の長あて最終改正：平成13年3月30日国総建第82号)より抜粋

1 一括下請負の禁止

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするのであり、受注した工事を一括して他人に請負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

2 一括下請負とは

- (1) 建設業者は、その請負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。
したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。
 - ① 請負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
 - ② 請負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請負わせる場合
- (2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

目 次

1	監督及び検査における施工体制・一括下請負点検マニュアル	1
2	点検フロー	4
3	成績評定における施工体制のチェック項目（参考掲載）	5
4	施工体制の点検 チェックリストA 「工事成績評定」 追加項目	6
5	文書による改善の指示	7
6	一括下請の点検 チェックリストB [要注意工事の抽出]	8
7	一括下請の点検 チェックリストC [実質関与の点検]	9
8	様式集	
	(1) 改善指示書 (様式1)	10
	(2) 改善措置回答書 (様式2)	11
	(3) 点検結果報告書 (様式3)	12
9	参考資料	
	(1) 技術者の設置事例 (主任技術者・監理技術者)	13
	(2) 監理技術者資格者証	14
	(3) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識シール	15
	(4) 関係法令一覧表	16
	(5) 用語解説	18
	(6) 一括下請負に関するQ & A	20

監督及び検査における施工体制・ 一括下請負点検マニュアル

1 目的

平成 13 年 4 月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が本格施行され、公共工事においては、一括下請負が全面的に禁止となった。

また、公共工事の発注者は、工事現場の施工体制を適正なものとするため、点検その他の必要な措置を講じるよう義務付けられた。(第 14 条)

これを受け、市では平成 13 年 4 月「請負工事監督要領」(第 8 条の 2)において施工体制の点検の実施について定めたが、監督及び検査における施工体制・一括下請負の点検等を統一的に行うため、本マニュアルを作成するものである。

2 点検内容

「施工体制」及び「一括下請負」の点検を行う。

3 施工体制の点検

施工体制の点検については、工事成績評定(以下「成績評定」という。)の考査項目となっており、監督員が「施工プロセスのチェックリスト」等により点検することとなっている。(別紙参照)

よって、重複を避けるため、施工体制の点検は、成績評定業務の一環として行うものとする。

さらに、「施工プロセスのチェックリスト」等に無い点検項目を、「チェックリスト A」(下請総額が 3,000 万円以上(建築工事は 4,500 万円以上)が対象(以下同じ))として策定した。

施工体制の点検は、「施工プロセスのチェックリスト」等と「チェックリスト A」の両方により行なうものとする。

(1) 点検対象工事

成績評定対象工事と同様、請負金額が 130 万円以上の工事とする。

(2) 点検者

「施工プロセスのチェックリスト」等の確認を行う監督員とする。

(3) 点検方法

「施工プロセスのチェックリスト」等及び「チェックリスト A」による。

4 一括下請負の点検

(1) 点検対象工事

「施工体制の点検」と同様、請負金額が 130 万円以上の工事とする。

(2) 点検者

成績評定を行う係長以上の職(相当職を含む)にある職員(以下係長等という。)とする。

(3) 点検方法

ア 「要注意工事」の抽出

「チェックリスト B」により、要注意工事を抽出する。

イ 「元請負の実質関与」の点検

要注意工事について、「チェックリスト C」により、元請負の実質関与の点検を行う。

5 工事主管課の対応

(1) 改善の指示

市長は、点検結果において、「施工体制」に不備があった場合及び「一括下請負」の疑いがある場合は、速やかに元請負会社に対し、文書（様式1）で改善を指示する。

それに対する改善措置の回答を、通知日から1週間以内に文書（様式2）で提出させる。

また、係長等は、回答書を受領後、速やかに内容の履行について確認する。

(2) 岩手県建設業担当部局への報告

市長は、改善の指示に対し期限までに回答が無い場合、又は、回答書は提出されたが現場の体制が実質的に改善されない場合は、岩手県建設業担当部局へ文書（様式3）により報告する。

(3) 工事中止の検討

市長は、岩手県建設業担当部局へ報告した工事については、岩手県等の調査が終了するまでの間、工事を中止する必要があるか検討する。

6 完成検査時の点検

検査員は、検査時において、施工体制台帳により元請負と下請負の役割分担を点検することとする。

検査員は、監理技術者の専任等に疑義が生じた場合は、現場の責任体制が不明確となっている恐れがあるため、適正な施工が行われたかどうか、確認をより一層徹底することとする。

7 工事成績評定への反映

監督員は、「チェックリストA」、「チェックリストB」及び「チェックリストC」を成績評定同様、設計書に綴じておき、完成検査時に他の評定者へ提示する。

評定者は、各チェックリストを参考にし、適切な評定を行う。

なお、5の(2)により岩手県建設業担当部局へ報告した工事は、成績評定の「施工体制一般」の評価は「e」とする。

8 適用年月日

本マニュアルは、平成18年4月1日現在、施工中の工事から適用するものとする。

9 様式集の改正

平成23年5月23日、様式集（6頁及び8頁から12頁）を改正いたしました。

【参考】

1 入札・契約担当課と工事主管課の対応

(1) 入札・契約手続きにおける主任技術者又は監理技術者の専任の確認

ア 入札前（入札・契約担当課）

(ア) 条件付一般競争入札

予定技術者名を申請させる。

(イ) 通常型指名競争入札

発注者支援データベース・システム（JCIS）により、専任可能技術者数を確認する。

（ただし、500万円以上の工事实績）

イ 契約後（入札・契約担当課）

発注者支援データベース・システムにより、他工事と重複していないことを確認する。

（ただし、500万円以上の工事实績）

(2) 契約解除の検討（入札・契約担当課と工事主管課の協議）

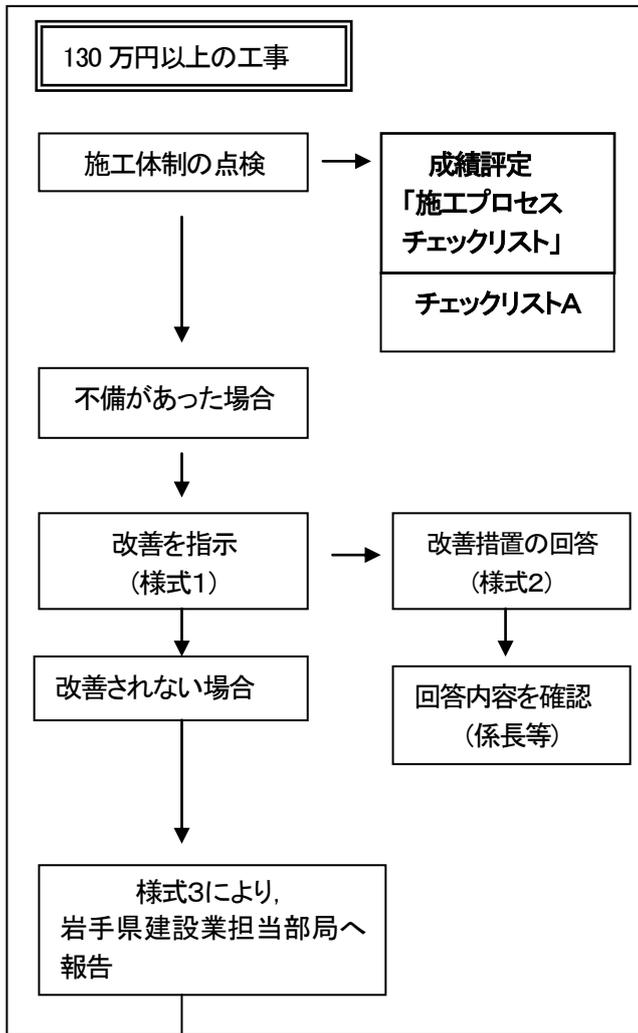
岩手県建設業担当部局等が一括下請負と認定し、監督処分を行った場合、その通知を受けた後、法令違反の内容等を考慮し、契約を解除する必要があるかどうか検討する。

2 建設業担当部局の対応

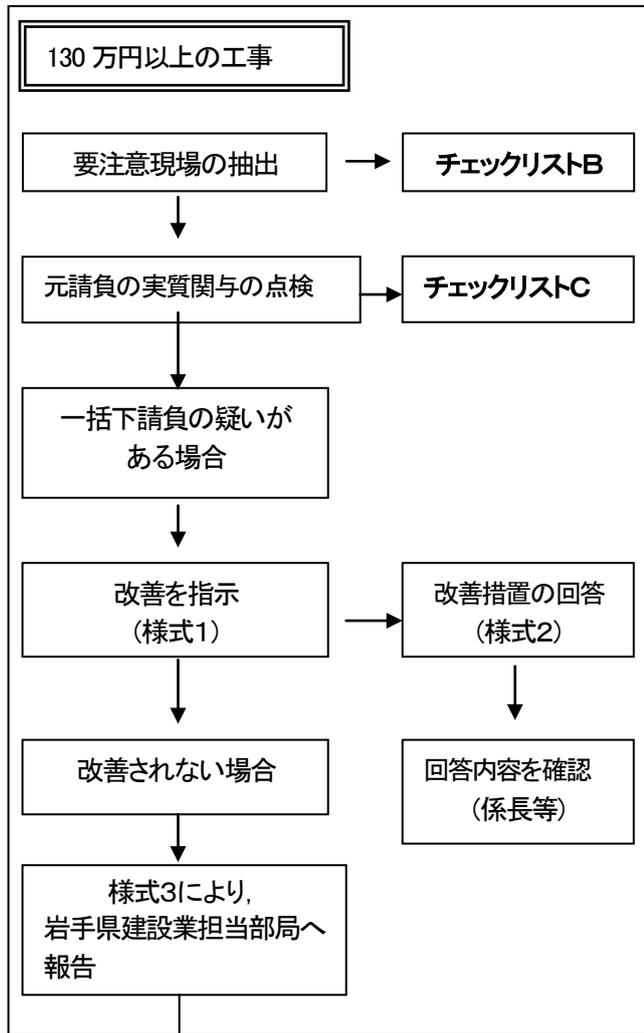
岩手県建設業担当部局等は、市長から「施工体制の点検」及び「一括下請負の点検」結果について報告があったときは、その事実関係について調査を行い、法令違反の事実を確認した場合は、建設業法に基づく監督処分等を行う。

点検フロー

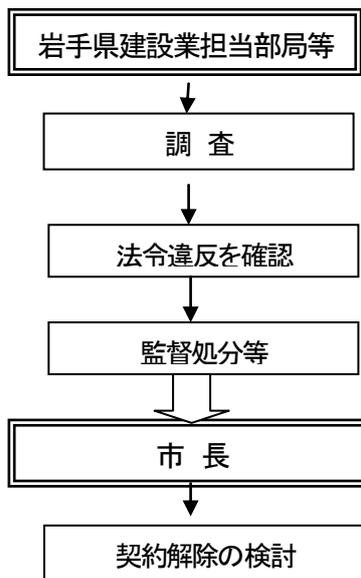
施工体制点検 [監督員]



一括下請負点検 [係長等]



[参考]



別紙 成績評定における施工体制のチェック項目（参考掲載）

施工体制の点検は、「成績評定における審査項目」と「チェックリストA」の両方により行うこととする。ここに、参考まで「成績評定における審査項目」のうち、施工体制に係る点検項目を掲載する。

別紙1-1 審査項目別運用表（監督員）

施工体制	施工一般体制	<input type="checkbox"/> 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図若しくは施工計画書で確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度の趣旨を作業員に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に把握されている。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。
	配置技術者	<input type="checkbox"/> 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。

別紙2-3 審査項目別運用表（係長等）

法令遵守	<input type="checkbox"/> 1 指名停止3ヶ月以上 -20点 <input type="checkbox"/> 2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 -15点 <input type="checkbox"/> 3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 -13点 <input type="checkbox"/> 4 指名停止2週間以上1ヶ月未満 -10点 <input type="checkbox"/> 5 文書注意 -8点 <input type="checkbox"/> 6 口頭注意 -5点 <input type="checkbox"/> 7 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。） -3点
------	---

別紙3-1 審査項目別運用表（検査員）

施工状況	施工管理	<input type="checkbox"/> 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 <input type="checkbox"/> 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 <input type="checkbox"/> 施工計画書と現場の施工体制が一致している。
------	------	--

別紙4-1、4-2 (施工プロセスのチェックリスト)

施工体制一般	工事カルテ	<input type="checkbox"/> 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録機関に申請した。
	建退共等	<input type="checkbox"/> 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 <input type="checkbox"/> 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 <input type="checkbox"/> 労災保険関係の項目を現場の見やすい場所に掲示している。 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済証紙の配布を受払い簿等により適切に管理している。
	施工体制台帳、施工体系図	<input type="checkbox"/> 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請通知書を添付している。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳に下請負金額を記入している。 <input type="checkbox"/> 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 <input type="checkbox"/> 施工体系図に記載のない業者が作業していない。 <input type="checkbox"/> 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 <input type="checkbox"/> 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。
	建設業許可標識	<input type="checkbox"/> 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。
配置技術者	監理技術者の専任制	<input type="checkbox"/> 資格者証の確認をした。 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と、監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一人であった。 <input type="checkbox"/> 現場に常駐していた。 <input type="checkbox"/> 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。
	下請負業者の把握	<input type="checkbox"/> 下請負者が盛岡市の工事請負契約競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。

施工体制の点検 チェックリストA

「工事成績評定」 追加項目

施工体制の点検については、成績評定において点検することになっているが、さらに点検項目を追加したものを「チェックリストA」として策定した。

工事名 _____
受注者 _____

記入月日 _____
記入者名 _____

1 施工体制台帳を提出させた際のチェックポイント (下請総額が3,000万円以上(建築工事は4,500万円以上)が対象)	
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
① 配置予定技術者と同一人物か	<input type="checkbox"/>
② 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格	<input type="checkbox"/>
③ 下請負人の名称、許可番号及び許可を受けた建設業の種類	<input type="checkbox"/>
④ 全ての下請負人の請負った工事名称、内容及び工期	<input type="checkbox"/>
⑤ 全ての下請負人が注文主と下請契約を締結した年月日	<input type="checkbox"/>
⑥ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は経験年数及び専任か否か	<input type="checkbox"/>
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか	
① 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
・ 完成を確認するための検査時期、方法、引渡し時期が記載されているか	<input type="checkbox"/>
・ 工事完成後における請負代金の支払時期及び方法が記載されているか	<input type="checkbox"/>
② 全ての再下請負通知書	<input type="checkbox"/>
・ 請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
・ 再下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格	<input type="checkbox"/>
③ 監理技術者資格証の写し	<input type="checkbox"/>
④ 監理技術者が直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し	<input type="checkbox"/>
・ 健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し	<input type="checkbox"/>

2 現場での標識等の確認	
下請負人が再下請負を行う場合に、再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか	<input type="checkbox"/>
〈例文〉	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>この建設工事の下請負人となり、その請負った建設工事を他の建設業を営む者に請負させた方は、遅滞無く建設業法施行規則第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。</p><p>また、提出した内容に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して、同様の書類を提出して下さい。</p></div>	

点検の結果、施工体制に不備があった場合は、口頭又は文書(様式1)により改善を指示すること。

文書による改善の指示

「施工体制」について点検を行った結果、下記に該当する場合は、元請負会社に対し、文書により改善を指示することとする。

「成績評価における考査項目」及び「チェックリストA」による点検結果

- 1 施工体系図に記載のない業者が作業している。
- 2 施工体制台帳及び施工体系図が現場に備えられていない。
- 3 配置予定技術者と実際の技術者が同一人物で無い。
- 4 主任技術者又は監理技術者の専任に疑義がある。(常駐していない)
- 5 監理技術者が元請負会社と直接的且つ恒常的な雇用関係が認められない。
- 6 口頭による改善指示にも係わらず、改善されない。
- 7 その他必要な場合。

一括下請負の点検 チェックリストB

【要注意工事の抽出】

工事名 _____
受注者 _____

記入年月日 _____
記入者名 _____

1 主たる部分を実施する一次下請負人が元請負契約額（材料費を含む）の過半を占めている。			Y E S	N O
(例)				
	会社名	請負金額	契約内容 (工種、数量等)	
	(1) 元請	a	道路改良工事 L= 1,000 m	
	A社	100,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工 300 m³ ・ 下層路盤 700 m² ・ U型側溝 500 m ・ ガードレール 200 m 	
	(2) 一次下請	b	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工 300 m³ ・ 下層路盤 700 m² 	
	B社	60,000 千円		
$b/a = 60,000/100,000 = 0.6$				

2 同業種の同クラス又は上位ランクの会社が一次下請等に存在している。			Y E S	N O
------------------------------------	--	--	-------------	--------

3 工区分割された同時期の隣接工事において、同一会社が1次下請等に存在している。			Y E S	N O
(例)				
	元請負		一次下請負	
1工区	A社	—————	C社	
2工区	B社	—————	C社	

以上のうち、一つでも該当する場合は、一括下請負の「要注意工事」として、「チェックリストC」により「元請負の実質関与の点検」を行なうこととする。

一括下請の点検 チェックリストC

【実質関与の点検】

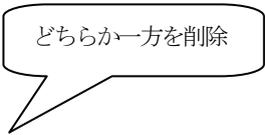
工事名 _____
受注者 _____

記入年月日 _____
記入者名 _____

番号	項目	点検時期	元請負会社の実質関与内容	確認方法	左記内容を元請負が実施している
					O : YES X : NO
1	技術者の専任	着工直後	<ul style="list-style-type: none"> 元請負会社に属している技術者の専任が認められる 	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者と同一人物かどうかを確認する。(監理技術者の場合は、資格者証により確認する。) 健康保険証(写)により、恒常的な雇用関係にあることを確認する。 	
2	発注者との協議	随時	<ul style="list-style-type: none"> 協議、報告事項、設計内容の確認、設計変更協議等の打合せを主体的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督員等から聞き取りを行い、打合せ等を元請負の技術者が主体的に行っているか確認する。 	
3	住民への説明	〃	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工に関する具体的内容の住民説明を行っている。 住民からの苦情等について、対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該元請負会社の主任技術者又は監理技術者に対し、左記業務を実質的に行っているかどうかヒヤリングを行う。 ヒヤリングの際、作業打合せ簿、工事日報、安全指示書等により、主任技術者又は監理技術者が実際に行った作業内容を確認する。 ヒヤリングは、最低1回、概ね、工期の1/3経過した時点で実施するものとするが、そのほかにも、元請負の関与に疑義が生じた時はその都度行うものとする。 	
4	官公署への届出	〃	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公署への届出を行い、履行している。 工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を行っている。 		
5	近隣工事との調整	〃	<ul style="list-style-type: none"> 近隣工事との調整を適切に実施している。 		
6	施工計画	〃	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画(工程計画、安全計画、品質計画)の立案を行っている。 設計図等の照査を的確に実施している。 		
7	工程管理	〃	<ul style="list-style-type: none"> 工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整、指揮している。 		
8	出来形・品質管理	〃	<ul style="list-style-type: none"> 品質確保の体制が整備されている。 所定の検査、試験を実施している。 		
9	安全管理	〃	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保に責任ある体制が保持されている。 労働者の安全教育、下請業者の安全指導を行っている。 		
10	下請負の施工調整及び指導監督	〃	<ul style="list-style-type: none"> 施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等の調整指揮を行っている。 施工上の留意点、技術的内容について具体的指導を行っている。 施工体制台帳、体系図を整備している。 下請負施工部分の完成検査を行っている。 		

点検の結果、1項目でも、元請負の関与について疑義が生じたときは、その都度、文書(様式1)により改善を指示することとする。

受注者名 様



盛岡市長 氏 名

施工体制・一括下請 の改善指示について

次の工事の 施工体制・一括下請 について点検した結果、次の項目について法令違反の疑いがあります。改善措置をとるとともに、その内容を、 年 月 日までに文書（別紙様式2）で回答してください。

なお、期限までに回答が無い場合、又は、回答後も現場の体制が改善されない場合は、建設業許可行政庁等に通報します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
工 期	
内 容	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制台帳に下請契約書の写しが添付されていない。 (〇月〇日 口頭により提出を指示したが、〇月〇日現在も提出されていない) ・ 主任技術者が現場に常駐していない。 (〇月〇日、〇月〇日 点検) ・ 一括下請負の可能性が高い。 (発注者との協議に監理技術者が来ないで、下請負の技術者が来ている)。 (〇月〇日、〇月〇日 点検)
備 考	

※ この改善指示は、違反の疑いが生じた都度、発するものとする。

※ 回答期限は、原則として指示月日から7日以内とする。

盛岡市長 様

どちらか一方を削除

受注者名 印

施工体制・一括下請負 の改善措置について (回答)

年 月 日付け 盛 第 号にて、是正の指示がありました次の工事について、改善措置を講じたので報告します。

字句は適宜変えてもかまわない

記

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 金 額			
工 期			
改善指示	(例) 1 施工体制台帳に下請契約書 (写) が添付されていないので、添付すること。 2 主任技術者が現場に常駐していないので、常駐するよう是正すること。		
改善措置	(具体的に記述させる) (例) 1 全ての下請契約書 (写) を、○月○日に提出した。 2 主任技術者Aが、病気治療のため通院している。 治療経過の様子を観てから結論を出そうとしているうちに、 交代の手続きが遅れてしまった。 代わりにBを主任技術者とする。 変更届を○月○日に提出した。		
※ 発注者 確認欄	確 認 年月日	年 月 日	確認者 職氏名 印

岩手県知事 様

盛岡市長 氏 名

どちらか一方を削除

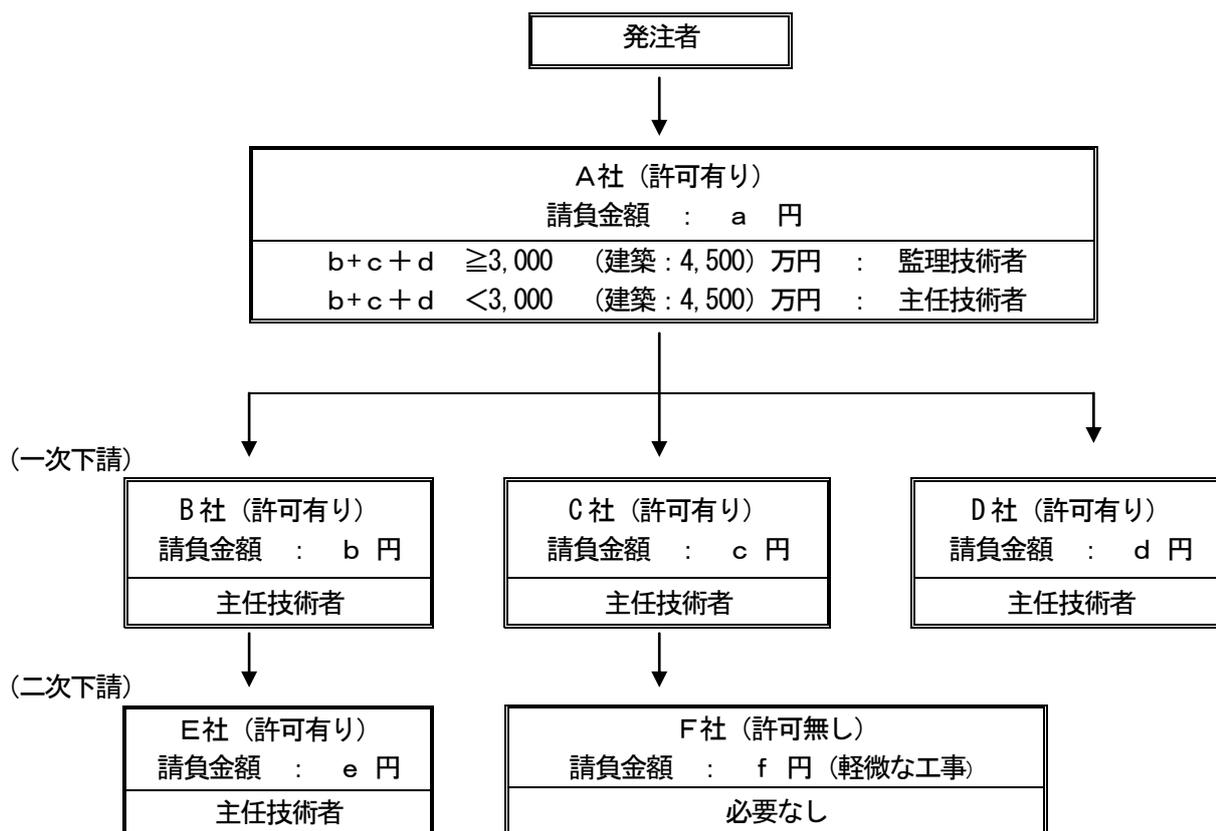
施工体制・一括下請負 の点検結果報告について
このことについて、次の事例が確認されましたので報告します。

記

受注業者名	
代表者名	
住 所	
事 業 名	
所 管 課	
工 事 名	
工事場所	
請負金額	
工 期	
違反内容	別紙の改善指示書（写）のとおり
指 示 に 対 する 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限内に回答が無かった。 ・ 回答はあったが、実質的に現場の体制が改善されなかった。 (回答書の写しを添付する)

どちらか一方を削除

技術者の設置事例



1 元請 A社

(1) 下請金額の合計 ($b+c+d$) が3,000万円以上 (建築一式工事 4,500万円以上) のとき

- ・ 特定建設業の許可必要
- ・ 監理技術者を置かなければならない

(2) 下請金額の合計 ($b+c+d$) が3,000万円未満 (建築一式工事 4,500万円未満) のとき

- ・ 一般建設業の許可でよい
- ・ 主任技術者を置けばよい

2 下請 B、C、D、E社

(1) 建設業の許可を受けている業者であれば、全て主任技術者を置かなければならない

(2) b, c, d, e がそれぞれ500万円未満 (建築一式工事は1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事) でも、建設業の許可を受けていれば主任技術者を置かなければならない

(3) b, c, d, e がそれぞれ3,000万円以上 (建築一式工事は4,500万円以上) でも、発注者から直接工事を請負っていないので、特定建設業者であっても、監理技術者を置く必要はなく、主任技術者を置くことになる

3 F社

(1) 軽微な工事のみを行い、建設業の許可を受けずに建設業を営んでいる者は、主任技術者を置く必要がない

(2) 建設業の許可を受けていない業者は、500万円以上 (建築一式工事 1,500万円以上) の工事を行うことができない

建退共加入シール

**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています。**

工事名

発注者名

事業所名

契約者番号

この工事現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合

退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう

建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう

事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに

勤労者退職金共済機構

建退共 岩手県支部

〒020-0873 盛岡市松尾町 17-9 TEL 019-622-4536

関係法令一覧表

確認項目	建設業法	入札契約適正化法	請負工事監督要領等	工事請負契約書
施工体制の点検		第14条 各地方公共団体の長は、工事現場の施工体制を適正なものとするため、点検その他必要な措置を講じなければならない。	請負工事監督要領 第8の2 監督員は、施工体制台帳の記載内容の確認など、施工体制の点検を行うものとする。	
①監理技術者資格者証	第26条第2項 下請負金額が政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者を置かなければならない。 第26条第4項 監理技術者は資格者証の交付を受けている者から選任しなければならない。			第10条 資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を定めなければならない。
②監理技術者の同一性	第26条第5項 監理技術者は発注者から請求があったときは、資格証を提示しなければならない。 第27条の18 国土交通大臣は監理技術者資格を有する者の申請により監理技術者資格者証を交付する。			
③監理技術者等の専任	第26条第3項 政令で定めるものについては、工事現場毎に専任のものでなければならない。			
④施工体制台帳	第24条の7第1項 作成し、現場毎に設置しなければならない。 第24条の7第3項 発注者から請求があったときは、閲覧に供さなければならない。	第13条第1項 受注者は作成した台帳の写しを発注者に提出しなければならない。 第13条第2項 受注者は、発注者から工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかの点検を求められたときは、これを拒んではならない。		
⑤施工体系図	第24条の7第4項 作成し、見やすい場所に掲げなければならない。	第13条第3項 建設業法で規定する「見やすい場所」とは、工事関係者及び公衆が見やすい場所とする。		

⑥一括下請負の禁止	第 22 条第 1 項 一括して他人に請け負わせてはならない。 第 22 条第 3 項 前 2 項の規定は、あらかじめ発注者による承諾を得た場合は適用しない。	第 12 条 公共工事においては建設業法第 22 条第 3 項の規定は適用しない。		第 6 条 一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
⑦建設業許可を示す標識の把握	第 40 条 工事現場毎に公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。			
⑧工事カルテの登録の把握			工事仕様書 工事实績情報の登録（請負精算額が 500 万円以上の工事）	
⑨建設業退職金共済組合に関する掲示の把握			市営建設工事を受注された皆様へ 建設業退職金制度の活用について	
⑩労働者災害補償保険法に関する掲示の把握				
⑪その他	第 28 条 1 項 3 号 都道府県知事は、建設業者がこの法律に違反した場合には必要な指示をすることができる。			

用語解説

公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）

- ・ 第150国会において制定
- ・ 一括下請が全面的に禁止
- ・ 施工体制台帳の写しの提出が義務付け

特定建設業

- ・ 発注者から直接請負う1件の工事において、下請代金の総額が3,000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの。〔建築工事業は、4,500万円以上〕（建設業法第3条）

一般建設業

- ・ 建設業を営もうとするもので、特定建設業以外のもの。
- ・ ただし、500万円未満の軽微な建設工事のみを請負うことを営業とする者は建設業の許可が不要。〔建築工事業は、1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事〕（建設業法第3条）

施工体制台帳

- ・ 発注者から直接請負った建設業者は、下請契約の総額が3,000万円以上となった場合、工事全体の施工の管理の状況が分かる施工体制台帳の作成及び工事現場毎に備え置くことが公共工事、民間工事を問わず義務付けられている。〔建築一式工事は4,500万円以上〕（建設業法第24条の7）
- ・ 公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。（適正化法第13条）
- ・ 平成13年10月1日以降の契約に係る公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額を明記しなければならない。（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年3月30日第76号））

施工体系図

- ・ 各下請負人の施工分担関係を表示したもので、いわば施工体制台帳の要約版。・ 工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。（建設業法第27条の7、適正化法第13条）

主任技術者

- ・ 建設業者は、施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければならない。
- ・ 資格要件 1級国家資格者、2級国家資格者、実務経験者（建設業法第26条）

監理技術者

- ・ 建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの。
- ・ 発注者から直接工事を請負い、そのうち3,000万円以上を下請契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければならない。〔建築は、4,500万円以上〕
- ・ 資格要件 1級国家資格者、2級国家資格者、実務経験者（建設業法第26条）

監理技術者資格者証

- ・ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任しなければならない。

- ・ 国土交通大臣は、監理技術者資格を有する者の申請により、監理技術者資格者証を交付する。
- ・ 資格者証の有効期間は5年とする。 (建設業法第26条、27条の18)

建退共（建設業退職金共済制度）

- ・ 労働者が、いつでも、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われる制度。
- ・ 事業主が労働者について、掛金として、共済手帳に働いた日数分の証紙を貼る。
- ・ 事業主が勤労者退職金共済機構と契約し、労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払う。 (中小企業退職金共済法)
- ・ 請負者は共済証紙購入状況報告書を契約後1か月以内に提出しなければならない。
(盛岡市市営建設工事を受注された皆様へ)

コリンズ (CORINS)

- ・ 工事实績データの収集、蓄積、保管、情報提供等を行うサービスの総称。
- ・ 財団法人日本建設情報総合センター (JACIC) が管理運営している。
- ・ 技術者の専任制の確認等に利用される。

工事カルテ

- ・ コリンズ入力システムで作成した工事实績データ。工期、現場代理人、監理技術者等を記載。
- ・ 請負代金が、500万円以上の工事については、監督員の確認を受けたのち、契約後10日以内に登録しなければならない。 (工事仕様書)

一括下請負に関するQ&A

一括下請負の禁止について

平成4年12月17日建設省経建発第379号建設省建設経済局長から建設業者団体の長あて
最終改正：平成13年3月30日国総建第82号

より

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いています。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、施工計画の総合的な企画、工事全体的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。この場合は本当に一括下請負になるのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事とを取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させましたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足る特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

解説▶

元請が複数の下請を活用しているものの、工事の大半をB社が行っている場合である。元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合、一括下請負に該当することになる。単に外形のみで判断するものではないが、仮に複数の下請業者を活用している場合であっても、工事の大半をある1社に下請させているような場合、実質的関与の内容等について精査が必要になってくるとの認識を示したものである。

Q7 A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているのかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

解説▶

元請、1次下請ともに、実質的な施工を行わず、施工管理のみを行い、具体的な施工は、2次以下の下請が行っている場合である。実質的関与とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事の全体的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことであり、単に現場に技術者を置いていだけではこれに該当しない。当該工事の規模、種類等により、一概にこのようなケース全てが一括下請負に該当するものではないが、実質的関与について、元請、1次下請がどのような役割を果たしているかが問われるケースである。

Q8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点から有効と考え、工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

解説▶

元請が、隣接工区で下請施工している業者に下請負させたケースであるが、このようなケースは、一般的に、施工管理も含め、下請業者が行っている場合が多いと考えられ、元請業者の役割を説明することが困難な場合が多いと考えられる。

Q9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えていますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行かせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

解説▶

企業経営上の種々の事情から、子会社を設立するケースも多いかと考えているが、別会社である以上、子会社であるからといって特別な取り扱いはしないという考えを示したものである。

Q10 「実質的に関与」しているとは、具体的にどのようなことを行っていることが求められますか。

A 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者と協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。その際、当該技術者が、過去に同種又は類似の工事での施工管理を行った有無も判断の際に参考になるでしょうし、また、業務量等に応じてその他の必要な技術者を配置していることが求められます。

解説▶

実質関与の内容について、具体的に示したものである。従来から、単に現場に技術者を置いているだけでは実質的に関与しているとはいえないとの認識を示してきたところであるが、請け負った建設工事を適切に履行する上でいづれも重要なものであることから、これら全てについて主体的な役割を果たしていることが求められるとの認識を示したものである。

また、これらを実質的に十全に行おうとすれば、工事の規模、種類に応じ、類似工事の実績を有する相応しい技術者の配置が当然必要になってくると考えられる。配置技術者の過去の経験の有無のみで実質的関与の有無を判断するものではないが、当然に判断に当たっての参考となるとの考えを示したものである。

また、業務量等に応じて、配置技術者は、一人のみならず複数必要になってくる場合も当然にあることであり、その認識を改めて示したものである。

Q11 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるかがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

解説▶

発注者や建設業許可担当部局が、実際に個別案件に接し、実質的関与の有無等を具体的にどのような方法により判断していくことになるかについて例示したものである。